◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２９２号（H27.　3. 27）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝５件（３月２０日～３月２６日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）貸切バスにトラックが追突した事故
（３）貸切バスの死傷事故
（４）法人タクシーの死傷事故
（５）トラックが貸切バスに衝突した事故
２．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
３．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
４．ホイ-ル･ベアリング゛の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
５．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
６．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
７．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
８．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
９．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１０．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１１．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

所を置く貸切バスが乗客４３名と添乗員１名を乗せて運行中、渋滞のため減速走行していたところ、後方から来た岐阜県に営業所を置くトラックに追突され、そのはずみで前方の乗用車に追突した。
この事故により乗客１０名、トラックと乗用車の運転者２名が軽傷を負った模様。

（３）貸切バスの死傷事故
３月２１日（土）午後６時頃、東京都の都道において、静岡県に営業所を置く貸切バスが、信号機のある交差点を青信号で左折したところ、横断歩道を横断していた歩行者をはねた。
この事故で歩行者が死亡、バスの乗客６名と乗員１名が軽傷を負った。

（４）法人タクシーの死傷事故
３月２２日（日）午前０時４５分頃、 福島県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが回送運行中、道路右側から横断してきた歩行者をはねる死傷事故が発生した。
この事故により、歩行者は死亡した。
現場は片側1車線の見通しのよい直線道路で横断歩道はない。

（５）トラックが貸切バスに衝突した事故
３月２６日（木）午後４時２５分頃、島根県の高速道路において、広島県に営業所を置く貸切バスが、乗客１９名を乗せて運行中、対向車線を越えてきたトラックと衝突した。
この事故により、バスの運転者１名が死亡、乗客２名が重傷、１７名が軽傷を負った模様。トラックの運転者及び同乗者は軽傷の模様。

◇◇◇

は、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

平成２５年度中の大型車（車両総重量８トン以上のトラック又は乗車定員３０人以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。
当該事故が２年連続で増加し、平成２５年度も前年度比約３割増と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車の使用者に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html

◇◇◇

さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

【１０．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成２５年３月２６日（火）に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

◇◇◇

＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆